



島根県報

令和3年1月29日（金）

第 178 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 2

公共測量の終了 (") 2

【特定調達公告】

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る競争入札の参加資格等 (企 業 局 施 設 課) 3

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る一般競争入札の実施 (") 5

【教委規則】

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則 (特 別 支 援 教 育 課) 8

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 10

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 10

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 11

政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 11

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体 11

告 示**島根県告示第69号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 秋鹿東
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市秋鹿町字東灘4198番2	1号
松江市秋鹿町字小畑4189番3	2号
〃 5714番	3号から5号まで
〃 5711番	6号
松江市秋鹿町字姥ヶ谷5726番3	7号
松江市秋鹿町字東灘4210番15	8号
〃 4210番7	9号及び10号
〃 4205番地先道路敷	11号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（復旧測量）
- 2 作業期間
令和3年1月14日から同年2月26日まで
- 3 作業地域
江津市二宮町 地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年1月7日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年8月4日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域
益田市 地内

特 定 調 達 公 告

令和2年度において、江の川水道用水供給事業等運転監視等業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類
江の川水道用水供給事業等運転監視等業務
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続
 - (1) 入札参加資格審査の申請
入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の要件を満たす者でなければ入札参加資格審査を受けることができない。
 - ア 平成27年度以降に、官公庁における上水道施設の維持管理及び運転監視業務（令和元年9月厚生労働省医薬・生活衛生局作成「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に定義する監視、巡視、点検及び維持業務をいう。）の実績が、継続して1年以上ある者であること。
 - イ 水道技術管理者資格を有する職員を複数名雇用している者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない者又は納税義務がない者であること。
 - オ 消費税及び地方消費税について滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない者又は納税義務がない者であること。
 - カ 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。
 - キ 他の入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。
 - ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 審査の申請手続
 - (1)により入札参加資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。
 - ア 受付方法
この入札に参加を希望する者は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書及び所定の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面に

より行う者は、エの担当部局へ郵送し、又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

イ 受付期間

公告日から令和3年2月19日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時までとする（ただし、令和3年2月19日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。）。

エ 郵送等の場合の受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

オ 提出書類等

(ア)から(ス)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類は、電子調達システム又は島根県企業局ホームページから必要書類をダウンロードするか、エの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ロ) 営業経歴調書

(ハ) 有資格者職員調書

(ニ) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）

(ホ) 使用印鑑届

(ヘ) 印鑑証明書

(ト) 業態調書

(チ) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(リ) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(ル) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

(レ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

(ス) 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の受注実績がある場合には、それを証明する書類

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、別に定める経営規模等審査基準に基づいて次の事項を審査するものとする。本審査における得点が83点以上（総得点の50パーセント以上）の者でなければ、参加資格を有することはできない。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額

イ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

ウ 審査基準日の直前決算における流動比率

エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

オ 審査基準日の前日までの営業年数

カ 審査基準日の前日における有資格者職員の数

キ 審査基準日の前日における官公庁の営業実績（水道施設における維持管理及び運転監視業務に限る。）

ク 国際標準化機構が定めた規格ISO14001及びISO9001認証の取得状況

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

ア (3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、令和3年2月24日（水）までに電子調達システムにより入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

なお、書面により申請書を提出した者については、書面により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも通知する。

イ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

入札参加資格の有効期限は、その決定を受けた日から令和6年3月31日までとする。

なお、有効期間満了後引き続き入札参加資格を得ようとする者は、令和3年度から令和5年度までの入札参加資格審査の公告に基づき申請すること。

(7) 変更届

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

ウ 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者

エ 委任状の記載事項

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア (1)のただし書のいずれかに該当しなくなったとき。

イ 入札参加資格審査の申請において虚偽の申請をしたとき。

ウ 営業を休止又は廃止したとき。

(9) 問合せ先

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課（電話 0852-22-6644）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸山達也

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託 一式

(2) 委託場所

島根県企業局西部事務所（島根県江津市松川町上河戸703）

(3) 業務概要

江の川水道用水供給事業、工業用水道事業の運転監視等業務

(4) 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 平成27年度以降に、官公庁における上水道施設の維持管理及び運転監視業務（令和元年9月厚生労働省医薬・生活衛生局作成「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に定義する監視、巡視、点検、維持をいう。）の実績が、継続して1年以上ある者であること。
- (2) 水道技術管理者資格を有する職員を複数名雇用している者であること。
- (3) 令和3年度から令和5年度までにおける島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る入札参加資格を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 島根県税の滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (7) 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 他の入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、公告日から令和3年2月19日（金）午後4時まで、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び所定の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、4の(2)の担当部局へ郵送又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書等の交付等

(1) 交付期間

公告日から入札日の前日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 交付場所等

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

イ 電子調達システムの入札情報サービス（P P I）及び島根県企業局のホームページに掲載する。

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問のある者は、入札等質疑書を持参、郵送、電子メール又はF A Xにより提出するものとする。

ア 提出期限

令和3年2月25日（木）午後4時まで

イ 提出場所

(2)のアの場所

ウ 回答

令和3年3月2日（火）までに電子調達システムにより回答するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、やむを得ない事由により電子調達システム等を閲覧できない入札者については、書面により回答するので、8の(8)の問合せ先まで連絡すること。

5 入札方法等

本案件は、島根県電子入札運用基準による電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県電子入札運用基準に定める紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

(1) 入札書提出期間

電子調達システムにおいては、令和3年3月11日（木）午前9時から同月12日（金）午後4時まで

紙入札においては、令和3年3月11日（木）午前9時から同月12日（金）午後4時までに4の(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること（必着）。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

(1) 競争参加資格確認申請者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。

(2) 入札辞退者は電子調達システムにより手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を開札時まで、4の(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること。

(3) 入札辞退届を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

7 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は電子調達システムにより通知するとともに、入札（落札）結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、書面により入札書を提出したものについては、電話等により通知する。

令和3年3月15日（月）午前10時から

開札場所：島根県企業局経営課

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

別途公告の入札参加資格を有する者は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2第1項第3号に基づき免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 契約における特約条項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県企業局経営課 経営企画スタッフ 電話 0852-22-6644

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be supplied : Go-no-kawa River Water Supply Project and Operational Supervision Work Tender
- (2) Date and time of tender : From 9 : 00 a.m. March 11, 2021, to 4 : 00 p.m. March 12, 2021
- (3) Supervising Office (Contract) : Management Division Bureau of Public Enterprise Shimane Prefectural Government 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane 690-8501, Japan
TEL 0852-22-6644

教 育 委 員 会 規 則

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第1号

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則

就学奨励費取扱規則（平成30年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「平成29年4月3日付け29文科初第677号」を「令和2年8月18日付け2文科初第730号」に改める。

「	世帯の収入状況	を	世帯の収入状況 ☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者 については、総所得金額から10万円を控除する。	」
---	---------	---	--	---

に、「総所得金額」を「総所得金額☆」に、

円	円
	※
	※

A	を	A ※
		※
		※

に、

地震保険料			年 月 日						
			(才)						

を

地震保険料	※		年 月 日						
ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ	※		年 月 日						
			(才)						

B	を	B ※	に、「(才)」を「(才)」に、
---	---	-----	-------------------

特記事項

を

特記事項

要保護者 (被保護 ・ 要保護)

に改め、

「5. 世帯の収入状況の欄は、同一生計世帯の世帯員全員の収入状況について記入することとなります。
 記入する金額は、本年度納付することとなった、都道府県民税、市町村民税の課税の基礎となった所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除等）を控除する前の所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とし、課税のときに控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の額を記入します。
 を削り、「6.」を「5.」に、「7.」を「6.」に、「8.」を「7.」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月29日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石飛厚志後援会	石飛 厚志	藤坂 初	雲南市掛合町掛合1615-4	令和3年1月4日
うえさだあきひと後援会	皆美 佳邦	木村 和夫	松江市東本町1-5	令和3年1月8日
かいとく邦彦後援会	海德 邦彦	坂田 秀規	松江市古志原一丁目18-25-5	令和3年1月6日
佐藤みつる後援会	渡部 進	岸野 俊一	雲南市大東町上久野439番地	令和3年1月13日
たかはし恵美子後援会	高橋 恵美子	内田 順子	仁多郡奥出雲町亀嵩1744番地	令和3年1月6日
福田実後援会	福田 実	坂本 昌巳	出雲市東福町1882-29	令和3年1月18日

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月29日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県出雲市第八支部	多々納 剛人	会計責任者の氏名	日下 雅彦	小村 隆一	令和2年12月28日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
島根県司法書士政治連盟	吉村 信	主たる事務所の所在地	松江市殿町383番地	松江市南田町26番地	令和2年7月6日
出川桃子後援会	菖蒲 周一	会計責任者の氏名	上野 やえ	渡利 隆司	令和2年12月28日

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年1月29日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
維新政党新風島根県本部	渡部 俊美	令和元年12月31日
亀井久興後援会賛助会	水津 吉己	令和2年12月31日
土江良治後援会	土江 良治	令和2年12月31日
西村雄一郎後援会	星野 智	令和2年12月24日
堀江眞後援会	堀江 眞	令和2年12月31日
深田徳夫後援会	深田 徳夫	令和2年12月31日
松浦まさたか後援会	宮脇 和秀	令和2年12月31日
松浦正敬を囲む会	松浦 正敬	令和2年12月31日
安井誉後援会	安井 誉	令和2年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月29日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
石飛 厚志	雲南市長	石飛厚志後援会	雲南市掛合町掛合1615-4	石飛 厚志	令和3年1月4日
海德 邦彦	松江市議会議員	かいとく邦彦後援会	松江市古志原一丁目18-25-5	海德 邦彦	令和3年1月4日
高橋 恵美子	奥出雲町議会議員	たかはし恵美子後援会	仁多郡奥出雲町亀嵩1744番地	高橋 恵美子	令和3年1月4日

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月29日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松浦 正敬	松浦正敬を囲む会	令和2年12月31日